

第5条（紹介手数料）

1. 本契約に基づく紹介手数料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。
2. 紹介手数料は、甲が採用を決定し、甲への入社を受諾した候補者（以下、「採用決定者」という）の想定年収の35%（税別）とする。また役員就任前提での採用の場合、50%（税別）とする。
3. 紹介最低手数料は常勤監査役一人当たり300万円（税別）とし、非常勤監査役、監査等委員、社外取締役の紹介最低手数料は一人当たり100万円（税別）とする。